

研究ノート

子どもの居場所づくり施策の研究

A Study of the Ibasho placemaking measure for children

宮地 由紀子

- I. はじめに
- II. 先行研究
- III. 子どもの放課後の意味
- IV. 放課後の居場所施策の現状
- V. おわりに 課題と今後の展望

I. はじめに

子どもを取り巻く環境は大きく変化し、地域における子どもたちの居場所についても様変わりしている。子どもの居場所であり、遊び場となっていた広場や空き地は都市開発で無くなり、外遊びをする子どもの姿も減っている。かつては家の周りや道路、空き地など、地域のなかでいわば自然発生的な多くの遊び場があった¹⁾。

現在は少子化による子どもの数の減少やテレビやゲームなどの室内遊びの増加などにより、子どもが集団で野外で遊ぶ姿を見掛けることが減ってきている。一方、地域においても、子どもの声は騒音であるとの意見²⁾や警察等の不審者情報³⁾の公表により、公園などは不審者がいて危険であり、子どもが外で大声を出して遊ぶことは好ましくないといった意識を生み出している。

授業が終わった放課後や休日などは、子どもがどのように過ごすかは子どもの自由であり、家庭や地域の大人の見守りの領域であったが、近年は就労留守家庭の増加や子どもが巻き込まれる事故や事件の発生⁴⁾もあり、安

心できる放課後の居場所への要望が高まってきている。

就労家庭の子どもを対象とした学童保育は、1966年から文部省が留守家庭児童会補助事業として実施しており、1976年に厚生省による都市児童健全育成事業として国庫補助が行われてきた。その後、厚生労働省施策の「放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）」や文部科学省施策の「放課後子供教室」などが学校施設を中心に設置され、安全・安心な子どもの居場所と位置づけられている。さらに「学童保育」への民間企業の参入や、障がい児を対象とした「放課後等デイサービス」、子どもが一人でも安心して過ごせる場所として食事を提供する「こども食堂」なども地域で広がりをみせている。

このように子どもの居場所としてさまざまな活動が行われているが、地域で子どもが群れて遊んでいたような自然発生的な居場所はもうすでに無くなったといえるのであれば、今後どのように子どもの居場所を構築していくのかが問われている。すでに始まっている政策的な事業は、子どもにとっての居場所と

1) 赤石要一は、子どもの居場所の時代的な変化を戦後から4期に分けて説明している。明石要一「子どもの居場所はどう変化してきたか」『現代のエスプリ子どものいる場所』至文堂、2005年、pp.108-110

2) 2015年の厚生労働省の調査で「保育園児の声を騒音と意識することに同感できる」と回答した人の割合が34.9%あった。厚生労働省「平成27

年度版厚生労働白書」

3) 「不審者」は文部科学省が2002年に作成した危機管理マニュアルのタイトルに付けたことから一般的に使われるようになった。

4) 例えば、2001年の池田小学校殺傷事件、2003年の長崎男児誘拐事件、2004年の奈良小一女兒誘拐・殺害事件、2005年の広島女児殺人事件、日光市女児殺害事件などが起こっている。

なりえるのであろうか。本稿においては、特に国の進める子どもの居場所づくり施策である「放課後子ども総合プラン」と「児童館」での居場所事業を中心に整理し、その課題を明らかにしていきたい。

II. 先行研究

「居場所」という言葉は日常的によく使われているが、現在のところ「居場所」の定義は定まっていない。辞典における「居場所」の意味をみると、大辞林第3版(2006)によると「人が居る所」「いどころ」と物理的な場所のことを指している。

1992年に文部省が出した「登校拒否(不登校)問題について—児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して—」という報告書において、「心の居場所づくり」という言葉が使われた。増加していた登校拒否(不登校)について、「学校は児童生徒にとって自己の存在を実感できる精神的に安心していることのできる場所—『心の居場所』—としての役割を果たすこと」⁵⁾と述べられており、精神的、心理的な側面からの「居場所」についても言及している。

「居場所」についての研究は、1990年代から現場レベルの論考から教育学的視点による論考(吉本・深澤1995、山本、1996、1997)、心理学的視点による論考(北山1992)、建築学的視点(日本建築学会2001、鈴木・中野2000、木下・池谷・今井2008、木下・矢部・今井2008)などによる論考がみられる⁶⁾。

子どもについての「居場所」の先行研究は、杉本・庄司による「子どもの『居場所』研究の動向と課題」⁷⁾に詳しい。大別すると「居場所の定義・概念」、「居場所の実証的研究」、

「居場所づくりに関する実践的研究」の3つに分類することができる。最初は教育現場からの実践報告に始まり、「居場所」の概念を整理する試みがなされ、「居場所」を実証的に捉え、分析するという視点での研究が行われてきた。具体的には「居場所」の構成要素の分析、発達の変化、分類別での比較分析などである。

「居場所」の定義として、子どもが日常的に「自分の居場所がある」「自分の居場所がない」といった表現をすることが多いが、心理学的にみると「居場所」の感覚の有無や喪失感を示していることがある。この場合の自分というものは非常に曖昧で⁸⁾、住田は、「居場所」の構成条件として、子ども自身がその場所を「居場所」だと実感できる「主観的条件」と「客観的条件」とに分け、客観的条件には関係性と空間性の2つの軸があるとしている。この主観性について「子ども自身がホッと安心できる、心が落ち着ける、そこに居る他者から受容され、肯定されていると実感できるような場所」であり、関係性においては「当の子どものありのままを、そこに居る他者が受け入れ、その子どもに共感的な、同情的な理解を示しているという関係」がなければならないと指摘している。さらにその関係性と空間性がそれぞれ個人的か社会的かによって「居場所」を4つに分類している⁹⁾。

子どもの「居場所」は、日常的な生活場所である物理的な「学校」「家庭」「地域」といった「場所」における自分の身のおきどころであり、そこは自分にとっての「居場所」であるという主観性を持てるのかどうか、他者の存在との関係性や空間性によって左右されることが多いということがいえる。

5) 「登校拒否(不登校)問題について—児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して—」(文部省学校不適応対策調査研究協力者会議報告書)教育委員会会報44、1992年、pp.25-29

6) 石本は、居場所の概念の普及についての論文のなかで居場所研究をレビューしている。石本雄真「居場所概念の普及及びその研究と課題」神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要3(1)、2009年、pp.93-100

7) 杉本希映・庄司一子「子どもの『居場所』研究の動向と課題」『カウンセリング研究』40(1)、

2007年、pp.81-91

8) 中藤は、「居場所」の定義について先行研究において共有されつつある「安心でき、自分らしくいられる場所」としているが、「自分」という概念に曖昧さが残ると述べている。中藤信哉『心理臨床と「居場所」』創元社、2017年、p. 4

9) 住田正樹「子どもたちの『居場所』と対人的世界」『子どもたちの「居場所」と対人的世界の現在』九州大学出版会、2003年、pp.3-17

一方、「居場所づくりの施策」についての研究は、さまざまな「居場所づくり」が実践されその積み重ねから行われてきた。その初期は1980年代に増加する登校拒否（不登校）によって誕生したフリースクールやフリースペースなどの取り組みである。その先駆けとなったのが「東京シューレ」であり、1985年に不登校の子どもの親たちがつくった「学校教育が行われている昼間の時間帯に、子どもが学び、遊び、活躍する場」である¹⁰⁾。

また、1975年から取り組みが始まったプレーパークや冒険遊び場の活動、児童館の居場所についての研究もおこなわれている¹¹⁾。

2000年以降は、「こどものまち」の取り組みが広がり、子どもたちが主体的に「まち」を形成し、「働く」という体験を通して社会と試行錯誤しながら関わり合うというイベント的な「居場所」がある¹²⁾。

学童保育や放課後子供教室、放課後子どもプランについての研究は、全国学童保育連絡協議会や学童保育運動などに関わる研究者、実践家の調査研究、実践記録などが刊行されているが、居場所としての論考¹³⁾は少なく、自治体の施策のなかに位置づけ、地域の居場所としての理念について言及しているものはあまりみられない。

Ⅲ. 子どもの放課後の意味

子どもにとっての放課後とは、学校が終わり家に帰るまでの帰り道、家庭での自由な時間などをどのように過ごしてもよいもので

あった。ランドセルを放り出して外に出掛けていく。地域の遊び場である広場、田畑、森林、神社などには誰かが遊び仲間がいて、自然の中で自分たちのルールで遊ぶ。遊びながら小さい子どもや弟妹の面倒をみる。いたずらや失敗をして怪我をする。近所の大人に怒られるなど、日本のどこにでも見られた子どもの風景である。

今の子どもはどのような放課後を送っているのだろうか。学校が終わり、そのまま学校の「居場所」にいる。学校（送迎あり）から家に帰り、塾や習い事に行く。または室内でテレビゲームをするなど、学校の帰り道や外で遊ぶ子どもの姿を見かけることが少なくなり、子どもの風景が様変わりしている。

かつて子どもは放課後の自由な時間に、人格形成や情操教育につながるさまざまな体験をしていた。池本は、家庭での手伝いや、地域での異年齢の子どもや多様な大人との出会い、自発的な遊びや自然体験などを通して、「責任感、忍耐力、チームワーク、自信、体力・運動能力、コミュニケーション能力、創造力、集中力を得たり、ストレスを発散すること」ができたと述べている¹⁴⁾。

現在は、家事機能の外部化が進み子どもが家庭の手伝いをするのは少なくなり、就労留守家庭の増加で日中の地域活動の担い手も減り、子どもが遊んでいた自然空間も変化している。さらに、子どもが事故や誘拐などの犯罪に巻き込まれることがあり、安全を求めるあまり室内での遊びが多くなっている。子

10) 奥地圭子「フリースクールのこれまでとこれから」『子どもの居場所ハンドブック』子どもの権利研究22、日本評論社、2013年、pp.23-25

11) 天野秀昭「プレーパーク（冒険遊び場）のこれまでとこれから」『子どもの居場所ハンドブック』子どもの権利研究22、日本評論社、2013年、pp.14-15

野澤秀之「児童館と子どもの居場所」『現代のエスプリ子どものいる場所』至文堂、2005年、pp.143-153

藤丸麻紀「児童館の意義・役割に関する分析」和洋女子大学紀要55、2015年、pp.51-64など

12) 中村はドイツのミュンヘンで開催された「遊びのまち ミニ・ミュンヘン」をモデルに「子どもがつくるまち ミニさくら」を2002年に開催

した。

中村桃子「居場所としての『こどものまち』」『子どもの居場所ハンドブック』子どもの権利研究22、日本評論社、2013年、pp.20-22

13) 猿渡智衛「子どもの居場所づくりに関する政策の現状と効果、課題」弘前大学大学院地域社会研究科年報5、2008年、pp.53-74

諸川滋大「子どもの居場所としての『放課後子ども教室』—その現状と課題—」日本女子大学紀要家政学部57、2010年、pp.23-33

西中華子「居場所づくりの現状と課題」神戸大学発達・臨床心理学研究13、2014年、pp.7-20など

14) 池本美香「子どもの放課後を考える」勁草書房、2010年、p.2

どもは学校・家庭・塾といった場所を車で移動するようになり、直接社会を体験できる機会が少なくなっている。

浜田は、子どもの放課後をめぐってテレビゲームと学習塾が2大コンテンツになっており、「多様な子どもたちが出会い、子どもが心と身体を一致させて思いっきり遊ぶことのできる『放課後』は失われた」という問題意識を提示している¹⁵⁾。

子どもが地域の子ども集団や大人の見守りのなかで自然に育っていった時代から、就労留守家庭が増え地域社会の人間関係も希薄化するといった変化に合わせるように、不登校、引きこもり、いじめ、自殺、児童虐待などの問題が浮上してきている。子どもの放課後について多くの親が不安を抱え、それぞれが対応に迫られていることは地域社会にとっても問題である。

そこで次章において、現在実施されている子どもの放課後対策である「居場所づくり施策」について、内容の把握と実施状況について整理する。

IV. 放課後の居場所施策の現状

1. 学童保育の施策展開

学童保育は、「放課後児童クラブ」という名称で厚生労働省の福祉事業として位置づけられている。その歴史を遡れば、共働き家庭の子どもの居場所として戦前のセツルメント活動に萌芽をみることができ、1950年代に入ると保育園の卒園児の父母たちが共同保育を行うなど市民運動として実践されてきた。1960年代には「保育に欠ける児童」「留守家庭児童（カギッ子）」の問題が浮上し、この時の国の対応は1963年の厚生省の「カギッ子」対策としての児童館への国庫補助開始や1966年の文部省による「留守家庭児童会育成事業」が開始された。このように学童保育は福祉と教育との谷間の問題として現在まで推移していくことになる。

1967年には学童保育で働く指導員と父母との全国的な運動団体である「全国学童保育連絡協議会」が結成され、学童保育への公的支援を求めて市民運動が活発になり、東京や大阪の革新自治体において学童保育の補助金支援や指導員の身分保障が実現している。

厚生省が1976年から開始した「都市児童健全育成事業」は、留守家庭児童対策を児童館や校庭開放で対応する「児童育成クラブ」への補助事業であるが、さまざまな条件があり1986年には廃止となった。

学童保育が法制化されたのは、1997年の児童福祉法の改正により「放課後児童健全育成事業」という名称で第二種社会福祉事業として位置づけられたことによる。その後、国の少子化対策や子育て支援計画である「新エンゼルプラン」(1999年)や「子ども・子育て応援プラン」(2004年)において就労と家庭(子育て)の両立支援からその重点施策となり、量的に発展していくことになった。希望者増による待機児童の発生と多くの児童を受け入れた学童保育では大規模化の問題を抱えることとなり、その場所として学校の余裕教室(空き教室)を利用することになっていった。

「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」とは、児童福祉法第6条3第2項に「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と規定されている。

そもそも学童保育は、学校終了後に帰宅する自宅が留守家庭であるということから、家庭の代替機能である「生活の場」の保障があり、放課後の子どもが安心できる遊びや生活する居場所であった。そこに多くの学童保育が行っているように、宿題をすることを親から求められており、学習の場ともなっている。いわば学校教育の補足・延長としての学習の機能が追加されている。

ここで問われるのは、学童保育は福祉か教育かとの議論で、保育とは、保育所保育指針において「養護及び教育を一体に行うことを

¹⁵⁾ 浜田進士「子どもの居場所づくり」『子どもの居場所ハンドブック』子どもの権利研究22、日本評論社、2013年、p.97

特性としている」と示されている。家庭教育は家庭の自由裁量であるが、学校での学習内容の高度化や放課後に学習塾や習い事に通う子どもが多いことから、学校教育と家庭教育の時間的・内容的な差は無くなりつつある。その結果、学童保育においても子どもの遊びの時間は減少してきている。

2. 放課後子供教室の施策展開

放課後子供教室は、文部科学省が推進するすべての子どもを対象とした地域の居場所づくり活動である。すべての子どもの放課後への関心は、学校完全週五日制導入を契機に、地域での体験活動を通した「生きる力」の育成が目標であった。学校内外での子どもに関わる事件の発生が多くなり、「安全、安心な居場所づくり」が進められていくこととなったが、具体化されたものが2004年の「子どもの居場所づくり新プラン」(2005年から「地域教育力再生プラン」)における「地域子ども教室」事業である。

そのプランの内容は「全国の学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て、子どもの居場所を確保する」ものとされ、家庭、地域、学校が一体となって取り組む中心として「地域子ども教室」が位置づけられた。「地域子ども教室」事業は3年間の国の委託事業で、すべての小・中学生を対象に、学校を活用してさまざまな体験活動や地域との交流活動等を行うもので、その安全管理や活動指導に地域の大人がボランティアで協力することとされた。

3. 放課後子どもプランから放課後子ども総合プランへ

学校を活用してすべての子どもを対象とした放課後支援は、これまでの福祉施策である「放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）」と教育的施策である「放課後子供教室」を一体的あるいは連携して行うことに方向づけられることとなり、2006年に「放課後子どもプラン」として登場した。

その趣旨・目的は「地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づく

りを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の『放課後子供教室』と厚生労働省の『放課後児童クラブ』を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進する」である。

「放課後子どもプラン」は、内閣府の主導で文部科学省と厚生労働省がそれぞれ進めてきた事業を一つのプランで行うことになり、省の考え方の違いもみられた。当時の厚生労働省は放課後児童クラブの全小学校での実施といった量的拡大を主眼におき、文部科学省は、「地域子ども教室」をリニューアルして、学習支援を主眼とした「居場所づくり」を進めようとするものであり、放課後の「居場所」として学校を活用しようというものであった。

2014年には「放課後子ども総合プラン」が策定され、その趣旨・目的を「共働き家庭等の『小1の壁』を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）の計画的な整備を進める」としている。

これにより、放課後児童クラブや放課後子供教室との一体型について2019年度末までの目標値を定めるとともに、一体型の定義として放課後児童クラブと放課後子供教室が同一の小学校内等の活動場所（活動場所が隣接する場合も含め）において、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加することが明確化された。

その事業の比較が表1である。

表1 放課後児童クラブと放課後子供教室について (事業の比較)

項目／事業	放課後児童クラブ (厚生労働省)	放課後子供教室 (文部科学省)
趣旨	共働き家庭など留守家庭の小学校に就労している児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条3第2項に規定)	すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進 ※希望者が参加
H26予算額 補助先 補助率 等	33,223百万円の内訳(特別会計) ※都道府県、指定都市、中核市(補助率1/3) (国・都道府県・市町村1:1:1) ※事業主拠出財源による補助金、別途保護者負担(利用料)あり	3,814百万円の内数(一般会計) ※都道府県、指定都市、中核市(補助率1/3) (国・都道府県・市町村1:1:1)
実施か所数	22,084か所(平成26年度)	10,376か所(平成25年度)
	小学校内で実施するクラブ(11,653か所)のうち、同一の小学校内に放課後子供教室があるか所数4,392か所	
実施場所	小学校53%(余裕教室28%、専用施設25%) 児童館12%、その他(専用施設、公的施設など)35%(平成26年5月)	小学校71%、公民館13%、児童館3%、その他(中学校、特別支援学校など)13%(平成25年度) (参考)全小学校数約20,000校
開設日数	原則として長期休業を含む年間250日以上	111日(平成25年度平均)
指導者	放課後児童支援員等(専任) [省令基準に基づく資格要件あり(平成27年4月施行)]	地域の協力者等(資格を問わないボランティアによって実施)[無償ボランティアで実施している所あり]

厚生労働省・文部科学省「放課後子ども総合プランについて(参考資料)」(平成26年11月12日)を一部修正

4. 児童館事業

児童館は、児童福祉法第40条に定める児童厚生施設「児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設」である。

1963年に市町村立の児童館に対する国庫補助制度が創設されて、公営の児童館が増加し2006年の設置数4,718か所をピークにゆるやかに減少している。1980年代に建築された建物の老朽化による取り壊しや自治体の財政運

営上の問題で、児童館が廃止されたり休館になっている自治体もある。

1986年から運営費、1997年から事業費の国庫補助が地方交付税措置となったことや指定管理者制度の導入により、近年では公営の割合が減少し民営の割合が増加するといった傾向がみられる。厚生労働省による2011年度の調査では、公営2,673か所(61.9%)、民営1,645か所(38.1%)で民営が約3割以上を占めている。

2011年に出された「児童館ガイドライン」

によると、児童館の目的として「18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成すること」とされている。また、児童館の機能・役割として①発達の増進「子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること」②日常の生活の支援「子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること」で、その活動内容として、子どもの居場所の提供①子どもが安心できる安全な居場所を提供すること②子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助することなどが定められている。

また、児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮することや、放課後児童クラブの活動は児童館内に限定することなく近隣の環境を活用することなどが留意点となっている。

V. おわりに 課題と今後の展望

「放課後子ども総合プラン」や「児童館」における放課後の子どもの「居場所」について整理した結果、課題として次のことがあげられる。

第一に「放課後子ども総合プラン」における「居場所づくり」施策は、安心・安全の確保という名目で、いずれも学校という場所（空間）に集約、囲い込みを行っていく方向にあるということである。特に「放課後子ども教室」は学習の意味合いが強く、指導者として地域のボランティアを想定していることから、学校教育の延長ではなく社会教育の視点からとらえれば、敢えて学校で行う必要もなく地域の公民館や児童館で実施することも可能である。

国の施策は、どうしても均一化・同質化の流れに向かうのであるが、それはもっとも困難な子どもたちを排除していくことに繋がるのではないだろうか。子どもの「居場所」の

先駆けが「東京シューレ」に代表される不登校の子どもであったことを考えれば、「学校の空気」から開放された空間も必要であろう。

第二に、全児童を対象とした「児童館」の衰退である。「放課後子ども総合プラン」による学校施設への集約が、児童館機能の縮小に影響を及ぼしていることは否めない事実である。

児童館は学校施設と異なり地域に開放された場であり、子育て中の母親や乳幼児、中高生、地域住民のボランティアの人々と交流することができる。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準によれば、児童厚生施設の職員として「児童の遊びを指導する者（旧児童厚生員）」を置くことになっており、保育士や社会福祉士などの有資格者や児童福祉事業従事者などの高い専門性が求められている。そこで培われてきた数々の遊び指導を通して、地域の伝承遊びや伝統行事などへの参加は、地域に暮らす子どもにとって貴重な体験の場であり、活躍できる場でもある。

児童館は、乳幼児から高校生までの児童が継続して利用できるため、子どもの発達やライフサイクルに沿った継続的な「居場所」となることが期待される。それには、放課後子どもの足で通えることが必要で、小学校区に設置することや、児童館への送迎バスなどの運行、出張児童館（遊びの出前）などの試みが、児童館を利用しやすいものになるのではないだろうか。

第三に、地域に子どものつまずきや立ち止まることを受け入れて、ゆっくりと子どもが育つことを保障する「居場所」があるのかという点である。

「放課後子ども総合プラン」などの仕組みは国が作ってきたが、それを実施する地方自治体がどう取り組むかによって「居場所」の内容も変わってくる。「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みなどは「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市町村行動計画（子ども・子育て支援事業計画）に盛り込むことになっている。

計画策定にあたり、実際に「居場所」を利用している子どもや保護者の意見を聞くこと

が必要で、「居場所づくり施策」が「子どもの最善の利益」をかなえるものとなっているのか、子どもが「安心して自分の思いを言える場所」(主観的居場所)となっているかを評価・検証することが大切である。

自治体がそれらの施策を含め、地域の子どもの「居場所」づくりをどのように進めるかは、自治体自らが考えていくことではないだろうか。それは、地域に暮らす子どもの生活全体を見渡し、安心・安全な地域(生活空間)をつくることでもある。子どもの「居場所」は、若者、多世代が集う地域コミュニティの拠点となりうる可能性がある。地域のなかで、子どもが活動できる多様な場と子どもが自由に選択して参加できることが「居場所づくり」施策に求められているのではないだろうか。

増山は、海外の子どもの放課後対策理念形成の特徴を「教育」「福祉」「余暇」概念の位置づけにより次の三つの流れに分類している¹⁶⁾。

- 1 教育活動にひきつけた構想、イギリスのように学校教育に比重をおいて学校の拡大、学習支援、学校外教育にシフトするタイプ(学校外教育・不定型教育タイプ)
- 2 北欧諸国のように、教育を社会保障の中心に位置づけ、教育と保育(福祉)を統合する理念形成をめざすタイプ(教育福祉タイプ)
- 3 余暇活動にひきつけての構想。フランスなどでは余暇支援及び文化活動が子どもの生活の充実と成長発達に果たす役割を重視し、アニメーションの原理に注目している(余暇・文化タイプ)

「放課後子ども総合プラン」は、一体型にあたり「福祉」か「教育」かとの議論が続いている。さらに、教育・福祉・余暇の視点で子どもの放課後政策を考察していくことが必要で、今後の課題としたい。

【参考文献】

- 石橋裕子・糸山智栄・中山芳一「しあわせな放課後の時間—デンマークとフィンランドの学童保育に学ぶ—」高文研、2013年
- 小川博久・岩田遵子「子どもの『居場所』を求めて—子ども集団の連帯性と規範形成—」ななみ書房、2009年
- 小伊藤亜希子・室崎生子「子どもが育つ生活空間をつくる」かもがわ出版、2009年
- 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」フレーベル館、2017年
- 厚生労働省「保育所保育指針」フレーベル館、2017年
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童館ガイドラインについて」(雇児発0331第9号平成23年3月31日)
- 齋藤史夫「子どもの『居場所づくり』の可能性と課題」早稲田大学大学院文学研究科紀要第1分冊52、2007年、pp.121-129
- 佐藤晃子「近年の『子どもの放課後』をめぐる政策的変容に関する一考察」生涯学習・社会教育研究33、2008年、pp.45-54
- 下浦忠治「放課後の居場所を考える—学童保育と「放課後子どもプラン」—」『岩波ブックレット701』岩波書店、2007年
- 田中治彦・萩原健次郎「若者の居場所と参加—ユースワークが築く新たな社会—」東洋館出版社、2012年
- 中井孝章「子どもの居場所と多世代交流空間」『OMUPブックレット27』大阪公立大学共同出版会、2009年
- 文部科学省・厚生労働省放課後子ども総合プラン
<http://manabi-mirai.mext.go.jp/houkago/propulsion.html> 2017/7/21取得

¹⁶⁾ 増山均「現代日本社会と学童保育」『現代日本の学童保育』日本学童保育学会、旬報社、2012年、pp.84-85